

流山市農業委員会  
令和元年第9回  
総会議事録

令和元年9月9日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会令和元年第9回総会議事録

1 期 日 令和元年9月9日(金)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 10番 小嶋 悦子  
11番 小倉 節子

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員3名)

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山崎 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 真通 俊人  
事務局事務員 山村 大樹

9 会議目次

(1) 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	1
(2) 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について .....	3
(3) 議案第44号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について .....	4
(4) 議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について .....	6
(5) 報告第23号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について .....	7
(6) 報告第24号 専決処理の報告について .....	8

**▲開会 午後3時16分**

○水代議長 それでは、ただ今から令和元年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

10番 小嶋委員、11番 小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第45号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」までの4議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第23号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」と報告第24号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第42号

農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年9月9日提出

権利者は、埼玉県上尾市に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑2筆 転用面積613.12平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請については、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約2.3キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、埼玉県上尾市の医療法人社団です。

申請理由については、権利者は現在、申請地の北側に介護老人保健施設を運営していますが、同じ施設内で通所介護事業も行うことになり、従業員用の駐車場が不足していることから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

場内は砂利敷き舗装、出入口部分はアスファルト舗装により23台分の駐車場を整備する計画です。

排水対策については、雨水は自然浸透処理し、排水する計画であります。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路を挟んで事業者が運営する施設、西側は富士川となっており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、賃料は1か月92,730円で、整備費が540万円、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありませんが、市の河川課との協議により、北側前面道路については、水路部分に側溝を敷設し、アスファルト舗装を行うとのこと

です。

また、申請地については、土地改良区域内であることから土地改良区の意見書が添付されています。

なお、ヒアリングにおいて隣地境界との土留めについて、木の板柵では腐食が心配されることを指摘したところ、コンクリート板に変更するとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、許可することに決定いたしました。

○水代議長 ありがとうございます。

○水代議長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和元年9月9日提出

議案の1番の権利者は、流山市西深井に住所を有する農地所有適格法人です。対象となる農地は、流山市西深井にあります畑2筆 合計面積3,475平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により10年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市下花輪にお住いの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、流山市下花輪にあります田1筆 面積942平方メートルです。

利用権の設定期間は更新により6年間、移転の原因は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が2件であります。

はじめに、1番ですが、本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者は流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事者は6名で、農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みの状態でした。

次に、2番ですが、本件については引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は兼農で年齢は56歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は150日です。

申請地については、写真のとおりで、作付け済の状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案については、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第43号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第44号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて  
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

令和元年9月9日提出

申請者は、流山市大字東深井にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆 面積488平方メートルです。

変更後の地目につきましては宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますのでご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」ご報告いたします。

今月の案件は、1件でございます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が平成29年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から、宅地として利用されていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在スクリーン表示しております、平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上前より、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第44号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第45号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください

議案第45号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和元年9月9日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市鰯ヶ崎の方で被相続人の子に当たります。

申請地は、鰯ヶ崎の畑1筆 面積704平方メートルで、現在、生産緑地地区の指定を受けている農地です。

議案案内図は7ページになります。併せてご参照願います。

次に、被相続人については、今年1月に77歳で亡くなられた方です。相続人については年齢は42歳です。

次に、相続人の世帯の農業従事者は2名です。

現地の状況につきましては作付け済の状況でありました。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

岡田委員長。

◎岡田委員長 議案第45号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は1件です。本案につきましても、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、JR武蔵野線南流山駅の北東約400メートルに位置している土地でございます。

被相続人は、昭和16年生まれで、平成31年1月に77歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の長男で昭和52年生まれの42歳の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために証明願があつ

たものです。

農業従事者につきましては、申請者とその家族で合計3名であります。

申請地は、写真のとおり耕起・作付されておりました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第45号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第45号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、報告第23号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第23号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和元年9月9日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市中の畑5筆 合計面積5,575平方メートル及び流山市美原の畑1筆 面積641平方メートルで、本年5月総会の議案第27号および本年7月総会の議案第35号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地でございます。

議案案内図につきましては、8ページから10ページにございますのでご参照ください。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第24号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第24号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月9日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、2件 5筆 面積2,327平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 7筆 面積2,852平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、20件 67筆 面積35,147平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地5件、その他の建物施設用地が1件の計6件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が17件、道水道用地が1件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時39分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年9月9日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

小嶋悦子

流山市農業委員会 委員

小倉節子